

グローブ 職員行動規範

(就労継続支援 A型事業所)

私たち職員は、「グローブ 職員倫理綱領」に基づき、下記の「職員 行動規範」に則り、利用者が 1 人の人間として健康的でかつ豊かな生活を送ることができるよう、専念いたします。

1. 生命の尊厳

私たち職員は、利用者が安全で安心に過ごせるよう配慮し、利用者に対して誠実に向き合い、最良の福祉サービスを提供することに努めます。

- (1) 利用者の生活をより豊かにするために、利用者一人ひとりの課題に応じて、各人が満足できる仕事ができるよう支援サービスを最優先に考えます。
- (2) 利用者が事故や怪我に遭わないよう、必要に応じて施設や備品の整備をし、十分に環境を整えます。
- (3) 始業・就業には、必ず挨拶を交わし、利用者とのコミュニケーションを通じて、健康状態を把握します。
- (4) 傷病者が出了場合には、所長の指示を仰ぎ、必要に応じて医師の診察を受けるようにします。

2. 人権の擁護

私たち職員は、いかなる理由があっても、利用者に対して差別・虐待はせず、利用者の人間としての権利を擁護します。

- (1) 障害の程度や状態、能力、性格、年齢、国籍等による差別は、一切おこないません。
- (2) 思想・良心・信仰の自由に最大限の配慮をします。
- (3) 本人の前で、障害の呼称や状態を表す用語、および差別的な用語は、一切使用しません。
- (4) いかなる理由があっても、利用者に対して、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクト、経済的虐待は、一切おこないません。
- (5) 利用者に対して、殴る、叩く、蹴る、正座をさせる、食事を与えないなどの肉体的苦痛となるような行為は、一切おこないません。
- (6) 利用者の行動の自由を制限するような身体拘束等は、おこないません。ただし、利用者本人または他者の生命・身体の安全を確保するために、やむを得ず身体拘束等の措置をおこなうときは、その理由を家族や後見人に説明し同意を得ます。
- (7) 利用者に対して、大声や睨みなどの威圧的な態度、相手を傷つける言葉などの精神的苦痛となるような行為は、一切おこないません。
- (8) 利用者に対して、性別・性的嗜好等の違いから起こる差別やセクシャル・ハラスメント、性的虐待は、一切おこないません。

3. 個人の尊重

私たち職員は、利用者一人ひとりの個性・主体性・可能性を大切にし、利用者が誇りをもつて暮らせるよう支援します。

- (1) 利用者とは、常に対等な立場で誠実に接します。
- (2) 利用者を長時間待たせたり、放置したり、「後で」という言葉で済まさず、できる限りその場で対応します。
- (3) 利用者に対する呼び捨て、あだ名、「ちゃん」「君」呼びは控え、呼称は「～さん」を基本とします。
- (4) 職員を「先生」とは呼ばせません。また、職員同士も「～さん」と呼び合うことを基本とします。
- (5) 利用者と交わした約束は、必ず守ります。
- (6) 利用者に呼ばれたら、きちんと返事をします。
- (7) 職員側に落ち度があった場合には、言い訳をせずに、謝罪します。
- (8) 利用者に対して、職員の個人的な好みや考え方を押しつけず、利用者の趣味や嗜好を最大限に尊重します。
- (9) 利用者の身だしなみに気を配り、日々の整容を支援します。
- (10) 自己決定が妨げられることのないよう、最大限の配慮をします。
- (11) シフト変更や作業に関する情報は、必ず利用者に伝え、了解を得ます。

4. 財産と個人情報の保護

私たち職員は、利用者の財産と個人情報を保護します。

- (1) 利用者の個人情報については、「グローブ 利用契約書」にしたがい、適切に管理します。
- (2) 職務上知り得た、利用者および家族等に関する個人情報については、他に一切漏らしません。
利用者の退職後、および職員の退職後についても同様とします。
- (3) 利用者からの求めに応じ、本人に記録を開示します。
- (4) 利用者及び家族、職員、会社に関する情報や写真・名前等を掲載・展示する場合は、必ず本人および家族等の了承を得ることとします。

5. 地域社会への働きかけ

私たち職員は、利用者が地域の中で生活していくうえで、地域の理解と協力が得られるよう、積極的に働きかけ、地域の方々に愛される施設を目指します。

- (1) 施設周辺の清掃活動などを通じて、地域への貢献を実施するとともに、地域の理解と協力が得られるよう努力します。
- (2) ボランティアや実習生等の受け入れを通じて、グローブを広く社会に開放していくことに努めます。

6. 職員の専門性

私たち職員は、福祉サービスを提供するものとして、必要な役割と使命を十分に自覚し、常に知識と技術の向上に励み、障害者福祉に従事する職員としての専門性を高めます。

- (1) 私たち職員は、研修会に積極的に参加し、また独自の勉強会を企画することを通じて、自己を研鑽し、自己の職業における倫理を確立し、専門性を向上させることに最大限努めます。
- (2) 利用者一人ひとりのニーズに適切に応えていくために、職員間で常に迅速な「報告・連絡・相談」をおこない、連携・協力します。

7. 点検と評価

私たち職員は、「グローブ 職員倫理綱領」と「グローブ（就労継続支援 A 型）職員行動規範」を遵守し、適切な支援がなされているか、たえず点検・評価しながら、支援の改善と向上を図ります。

- (1) グローブに倫理委員会を設置し、利用者の人権に対するチェック体制の確立・維持に努めます。
- (2) 「グローブ（就労継続支援 A 型）職員行動規範」についてのチェック・リストを作成し、定期的に自己点検・相互点検をおこないます。
- (3) 同「職員行動規範」を逸脱した行為、あるいは逸脱したと思われる行為を発見し、または通告を受けたときは、その行為を確認し、改善・再発防止に努めます。
- (4) 私たち職員は、職員である立場を利用して、グローブおよび利用者の信用失墜に繋がる行為は、一切おこないません。

この「グローブ（就労継続支援 A 型）職員行動規範」は、「グローブ 職員倫理綱領」の手引きとして活用されるべきものです。職員一人ひとりが手元に置き、いつでも確認することが重要です。

この「グローブ（就労継続支援 A 型）職員行動規範」と別添の「グローブ 職員倫理綱領」をたえず念頭に置き、利用者に対してより良い支援をおこなっていくことが、私たち職員の責務です。私たち職員は、利用者の健全で明るい生活を守るために、この「職員行動規範」と「職員倫理綱領」を遵守することを約束します。

附則 1. この職員行動規範は、平成 29 年 12 月 1 日に制定し平成 30 年 1 月 1 日から施行する。
2. 令和 4 年 4 月 1 日改定